

バーチャルワールド広島 規約

バーチャルワールド広島 利用規約

本 バーチャルワールド広島 利用規約（以下「本規約」といいます。）には、広島県の提供する本サービスのご利用にあたり、ユーザーの皆様にご遵守していただくかなければならない事項及び広島県とユーザーの皆様との間の権利義務関係が定められております。

本サービスは広島県の「ひろしまサンドボックス・プロスポーツの新たな応援スタイル構築実証業務」の一環であり、実証業務の終了は2021年4月末を予定しています。

本サービスをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいようお願い致します。

第1条 適用

1. 本規約は、本サービスの利用に関する広島県とユーザー（第2条に定義）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、ユーザーと広島県の間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 広島県がバーチャルワールド広島ウェブサイト（第2条に定義）上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- ① 「ユーザー」とは、第3条に基づき本サービスの利用者としての登録がなされた個人又は法人及び本サービスを利用する広島県所定の者を意味します。
- ② 「登録」とは、第3条において定義された「ユーザー登録希望者」が「ユーザー登録情報」を入力申請し、広島県が認めた「ユーザー登録希望者」との間に成立したものを意味します。
- ③ 「コンテンツ」とは、広島県が作成した動画・画像・音声・文章・音楽・ソフトウェア・プログラム・コードその他の情報ならびにアバター・モーション・アバターアイテム等のことを意味します。
- ④ 「ポイント」とは、ユーザーが第6条において定義された本サービス内での利用方法に限り使用することができるポイントを意味し、ユーザー登録者本人以外の第三者への販売・贈与・貸与などはできません。
- ⑤ 「チャット機能」とは、第7条において定義された「本チャット機能」を意味します。
- ⑥ 「外部事業社」とは、外部サービスのサービス提供社を意味します。
- ⑦ 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- ⑧ 「バーチャルワールド広島ウェブサイト」とは、そのドメインが「www.htv.jp」である広島県が運営するウェブサイト（理由の如何を問わずバーチャルワールド広島ウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）（以下、本ウェブサイト）を意味します。
- ⑨ 「利用契約」とは、第3条第4項に定義される「利用契約」を意味します。
- ⑩ 「ワールド」とは、提供されたコンテンツを一般参加者が視聴・体験することができる仮想空間を意味します。

第3条 登録

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「ユーザー登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ広島県の定める一定の情報（以下「ユーザー登録情報」といいます。）を広島県の定める方法で広島県に提供することにより、広島県に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
2. 登録の申請は必ず本サービスを利用する個人又は法人自身が行わなければならない、原則として代理人による登録申請は認められません。また、ユーザー登録希望者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を広島県に提供しなければなりません。
3. 広島県は、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
 - ① 本規約に違反するおそれがあると広島県が判断した場合
 - ② 広島県に提供されたユーザー登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - ③ 過去に本サービス又は広島県が提供する他のサービスの利用の登録を取り消された者である場合
 - ④ 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - ⑤ 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして広島県が判断した場合
 - ⑥ その他、広島県が登録を適当でないと判断した場合
4. 広島県は、前項その他広島県の基準に従って、ユーザー登録希望者の登録の可否を判断し、広島県が登録を認める場合にはその旨をユーザー登録希望者に通知します（ユーザー登録希望者が本サービスの利用が可能な状態となった場合には、これをもって登録を認める通知があったものとみなします。）。かかる通知によりユーザー登録希望者のユーザーとしての登録は完了し、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」といいます。）がユーザーと広島県の間に成立します。
5. 本サービスにおいて個別利用条件がある場合、ユーザーは、本規約のほか個別利用条件の定めにも従って本サービスを利用しなければなりません。

第4条 規約の変更

広島県は、広島県が必要と判断する場合、本サービスの目的の範囲内で、本規約を変更することができます。その場合、広島県は、変更後の本規約の内容および効力発生日を、本サービスもしくは本ウェブサイトに表示し、または広島県が定める方法によりユーザーに通知することでユーザーに周知します。変更後の本規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

第5条 本サービスの利用

ユーザーは、利用契約の有効期間中、本規約に従って、広島県の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。ユーザーは、提供されたコンテンツを視聴することができます。

第6条 ポイント

1. ポイントは、本サービスでのログインや、キャンペーンその他、広島県が指定する方法によりユーザーに付与されます。
2. ポイントは、広島県が指定するグッズまたはコンテンツ以外の、現金、財物その他の経済上の利益と交換することはできません。
3. ポイントは、これを取得したアカウントでのみ利用できます。

第7条 チャット機能

1. ユーザーは、広島県の定める方法により、本サービス上のチャット機能（以下「本チャット機能」といいます。）を利用することができます。
2. 本チャット機能は、ユーザー間のクローズドな通信を行うものではなく、一方のユーザーがチャット内容を広島県及び他方のユーザーに送信する三者間の通信を行うものです。本チャット機能を使用するユーザーは、送信するメッセージ内容が広島県によって閲覧される場合があることについて本項においてあらかじめ承諾するものとします。
3. 広島県は、法令による場合、又は裁判所若しくは政府機関その他公的機関による命令、要求若しくは要請がある場合は、当該命令等に従うために必要な限度において本チャット機能によって送信されたメッセージ内容を開示することができるものとします。本チャット機能を使用するユーザーはこれについて本項においてあらかじめ承諾するものとします。
4. 広島県は、本条に基づき広島県が行った措置に基づきユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第8条 アカウント情報の管理

1. ユーザーは、自己の責任において、本サービスにかかるユーザーID 及びパスワード（以下「アカウント情報」といいます。）を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はユーザーが負うものとし、広島県は一切の責任を負いません。
3. ユーザーは、アカウント情報が盗まれ、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を広島県に通知するとともに、広島県からの指示に従うものとします。

第9条 個人情報

1. 広島県は、ユーザーの個人情報を、「広島県個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱います。
2. 広島県は、ユーザーから収集した情報を安全に管理するため、セキュリティに最大限の注意を払っています。

第10条 禁止事項

1. ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - ① 広島県、又は他のユーザー、外部事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
 - ② 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - ③ ポイントを不正に取得する行為及び不正に取得することを試みる行為

- ④ 猥褻な情報又は青少年に有害な情報を送信する行為
 - ⑤ 異性交際に関する情報を送信する行為
 - ⑥ 本規約、法令又は広島県若しくはユーザーが所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - ⑦ コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - ⑧ 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - ⑨ 広島県が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
 - ⑩ 広島県の許諾を得ていない本サービスに関連する営利活動
 - ⑪ 広島県による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - ⑫ その他、広島県が不適切と判断する行為
2. 広島県は、本サービスにおけるユーザーによる情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると広島県が判断した場合には、ユーザーに事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除することができるものとします。
 3. 広島県は、本条に基づき広島県が行った措置に基づきユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 11 条 本サービスの停止等

1. 広島県は、以下のいずれかに該当する場合には、ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - ① 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - ② コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - ③ 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - ④ 外部サービスにトラブル、サービス提供の中断又は停止、本サービスとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合
 - ⑤ その他、広島県が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 広島県は、広島県の都合により、本サービスの提供を終了することができます。
3. 広島県は、本条に基づき広島県が行った措置に基づき生じた損害について一切の責任を負いません。

第 12 条 ユーザーが負担する設備等

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、ユーザーの費用と責任において行うものとします。
2. ユーザーは自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウイルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 広島県は、ユーザーが送受信したメッセージその他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、広島県はいつでもこれらの情報を削除できるものとします。なお、広島県はかかる情報の削除に基づきユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。
4. ユーザーは、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、本ウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等をユーザーのコンピューター等にインストールする場合には、ユーザーが保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、広島県はユーザーに発生したかかる損害について一切責任を負わないものとします。

第 13 条 権利帰属

本ウェブサイト及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は、全て広島県又は広島県にライセンスを許諾している者に帰属します。本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、本規約において明示されているものを除き、本ウェブサイト又は本サービスに関する広島県又は広島県にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。ユーザーは、いかなる理由によっても広島県又は広島県にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為をしないものとします。

第 14 条 登録取消等

1. 広島県は、ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、又はユーザーとしての登録を取り消すことができます。
 - ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ③ 広島県、他のユーザー、外部事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - ④ 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - ⑤ 第 3 条第 3 項各号に該当する場合
 - ⑥ その他、広島県がユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、ユーザーは、広島県に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに広島県に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 広島県は、本条に基づき広島県が行った行為によりユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第 15 条 非保証

広島県は、本サービス（本コンテンツを含みます。）に関する瑕疵（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害を含みます。）がないこと、ならびに安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性および特定の目的への適合性を明示的にも黙示的にも保証していません。広島県は、ユーザーに対して、かかる瑕疵を除去して本サービスを提供する義務を負いません。

第 16 条 ユーザーの賠償等の責任

1. ユーザーは、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して広島県に損害を与えた場合、広島県に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. ユーザーが、本サービスに関連して他のユーザー、外部事業者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を広島県に通知するとともに、ユーザーの費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、広島県からの要請に基づき、その経過及び結果を広島県に報告するものとします。
3. ユーザーによる本サービスの利用に関連して、広島県が、他のユーザー、外部事業者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、ユーザーは当該請求に基づき広島県が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第 17 条 有効期間

利用契約は、ユーザーについて第 3 条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、当該ユーザーの登録が取り消された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、広島県とユーザーとの間で有効に存続するものとします。

第 18 条 連絡/通知

本サービスに関する問い合わせその他ユーザーから広島県に対する連絡又は通知、及びその他広島県からユーザーに対する連絡又は通知は、広島県の定める方法で行うものとします。

第 19 条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する広島県とユーザーとの完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する広島県とユーザーとの事前の合意、表明及び了解に優先します。

第 20 条 準拠法、裁判管轄

本規約は日本語を正文とし、その準拠法は日本法とします。本サービスに起因または関連してお客様と広島県との間に生じた紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条 協議解決

広島県及びユーザーは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。